

第3章

新「久喜市」誕生に向けて

第3章 新「久喜市」誕生に向けて

1 合併協定調印式

合併協定調印式は、平成21年5月28日、埼玉県知事をはじめ、衆議院議員、埼玉県議会議員、各市町議会議員、合併協議会委員及び新市まちづくり懇話会委員など関係者130人が出席して開催された。

調印式では、各市町長が、合併協定項目の調整方針を記載した「合併協定書」に署名を交わした。続いて、特別立会人として埼玉県知事が署名を行い、その後、立会人として各市町議会議員が署名を行った。

久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町	
合併協定調印式次第	
日時	平成21年5月28日(木)
	午前11時
会場	三高サロン 桜の間
1	開式の辞
2	協議経過報告
3	合併協定書調印
	(1) 市長・町長署名
	(2) 特別立会人署名
	(3) 立会人署名
4	主催者あいさつ
5	来賓祝辞
6	閉式の辞



合併協定書

左から中山菖蒲町長、田中久喜市長、上田県知事、本多鷲宮町長、斉藤栗橋町長

2 廃置分合

(1) 1市3町の議会の議決

久喜市議会、菖蒲町議会、栗橋町議会及び鷺宮町議会は、平成 21 年 6 月定例議会において、合併議案について審議を行った。

久喜市は 6 月 24 日、菖蒲町は 6 月 11 日、栗橋町は 6 月 24 日、鷺宮町は 6 月 15 日に、それぞれ合併議案が賛成多数で可決された。

◆合併議案

- ・久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合について
- ・久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- ・久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について
- ・久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議について

①廃置分合議案

議案第 54 号

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することを埼玉県知事に申請することについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することを埼玉県知事に申請したいので、地方自治法第 7 条第 6 項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 42 号

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 22 年 3 月 23 日
から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって
「久喜市」を設置することを埼玉県知事に申請することについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 2 日提出

菖蒲町長 中山 登司男

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃
し、その区域をもって「久喜市」を設置することを埼玉県知事に申請したいので、地方自
治法第 7 条第 6 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 36 号

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 22 年 3 月 23 日
から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって
「久喜市」を設置することを埼玉県知事に申請することについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 17 日提出

栗橋町長 斉藤 和夫

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃
し、その区域をもって「久喜市」を設置することを埼玉県知事に申請したいので、地方自
治法第 7 条第 6 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 42 号

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 22 年 3 月 23 日
から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって
「久喜市」を設置することを埼玉県知事に申請することについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 5 日提出

鷺宮町長 本多 健治

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃
し、その区域をもって「久喜市」を設置することを埼玉県知事に申請したいので、地方自
治法第 7 条第 6 項の規定により、この案を提出するものである。

②財産処分に関する協議議案

議案第 55 号

久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う財産処分に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定により別紙のとおり南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町と協議の上定めることについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う財産処分に関し、別紙のとおり南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町と協議の上定めたいため、地方自治法第 7 条第 6 項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 43 号

久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う財産処分に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定により別紙のとおり久喜市、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町と協議の上定めることについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 2 日提出

菫蒲町長 中 山 登司男

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う財産処分に関し、別紙のとおり久喜市、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町と協議の上定めたいため、地方自治法第 7 条第 6 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 37 号

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う財産処分に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定により別紙のとおり久喜市、南埼玉郡菖蒲町及び北葛飾郡鷺宮町と協議の上定めることについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 17 日提出

栗橋町長 齊 藤 和 夫

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う財産処分に関し、別紙のとおり久喜市、南埼玉郡菖蒲町及び北葛飾郡鷺宮町と協議の上定めたいので、地方自治法第 7 条第 6 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 43 号

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う財産処分を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定により別紙のとおり久喜市、南埼玉郡菖蒲町及び北葛飾郡栗橋町と協議の上定めることについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 5 日提出

鷺宮町長 本 多 健 治

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う財産処分を、別紙のとおり久喜市、南埼玉郡菖蒲町及び北葛飾郡栗橋町と協議の上定めたいので、地方自治法第 7 条第 6 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う財産処分に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

- 1 久喜市の財産は、すべて「久喜市」に帰属させる。
- 2 南埼玉郡菖蒲町の財産は、すべて「久喜市」に帰属させる。
- 3 北葛飾郡栗橋町の財産は、すべて「久喜市」に帰属させる。
- 4 北葛飾郡鷺宮町の財産は、すべて「久喜市」に帰属させる。

平成 21 年 月 日

久喜市長	田 中 暄 二
菖蒲町長	中 山 登司男
栗橋町長	斉 藤 和 夫
鷺宮町長	本 多 健 治

③議会の議員の定数に関する協議議案

議案第 56 号

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う議会の議員の定数に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により別紙のとおり南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町と協議の上定めることについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う議会の議員の定数に関し、別紙のとおり南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町と協議の上定めたいので、地方自治法第 91 条第 10 項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 44 号

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う議会の議員の定数に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により別紙のとおり久喜市、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町と協議の上定めることについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 2 日提出

菖蒲町長 中山 登司男

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う議会の議員の定数に関し、別紙のとおり久喜市、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町と協議の上定めたいので、地方自治法第 91 条第 10 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 38 号

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う議会の議員の定数に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により別紙のとおり久喜市、南埼玉郡菖蒲町及び北葛飾郡鷲宮町と協議の上定めることについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 17 日提出

栗橋町長 斉藤 和夫

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う議会の議員の定数に関し、別紙のとおり久喜市、南埼玉郡菖蒲町及び北葛飾郡鷲宮町と協議の上定めたいので、地方自治法第 91 条第 10 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 44 号

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う議会の議員の定数に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により別紙のとおり久喜市、南埼玉郡菖蒲町及び北葛飾郡栗橋町と協議の上定めることについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 5 日提出

鷺宮町長 本 多 健 治

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う議会の議員の定数に関し、別紙のとおり久喜市、南埼玉郡菖蒲町及び北葛飾郡栗橋町と協議の上定めたいので、地方自治法第 91 条第 10 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う議会の議員の定数に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

「久喜市」の議会の議員の定数は、34人とする。

平成 21 年 月 日

久喜市長 田 中 暄 二
菖蒲町長 中 山 登司男
栗橋町長 斉 藤 和 夫
鷺宮町長 本 多 健 治

④農業委員会の委員の任期に関する協議議案

議案第 57 号

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議について

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の農業委員会の委員の任期に関し、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定により別紙のとおり南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町と協議の上定めることについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の農業委員会の委員の任期に関し、別紙のとおり南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町と協議の上定めたいので、市町村の合併の特例等に関する法律第 11 条第 4 項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 45 号

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議について

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の農業委員会の委員の任期に関し、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定により別紙のとおり久喜市、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町と協議の上定めることについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 2 日提出

菖蒲町長 中 山 登司男

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の農業委員会の委員の任期に関し、別紙のとおり久喜市、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町と協議の上定めたいので、市町村の合併の特例等に関する法律第 11 条第 4 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 39 号

久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議について

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の農業委員会の委員の任期に関し、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定により別紙のとおり久喜市、南埼玉郡菫蒲町及び北葛飾郡鷺宮町と協議の上定めることについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 17 日提出

栗橋町長 斉藤和夫

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の農業委員会の委員の任期に関し、別紙のとおり久喜市、南埼玉郡菫蒲町及び北葛飾郡鷺宮町と協議の上定めたいため、市町村の合併の特例等に関する法律第 11 条第 4 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 45 号

久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議について

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の農業委員会の委員の任期に関し、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定により別紙のとおり久喜市、南埼玉郡菫蒲町及び北葛飾郡栗橋町と協議の上定めることについて議決を求める。

平成 21 年 6 月 5 日提出

鷺宮町長 本多健治

提案理由

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の農業委員会の委員の任期に関し、別紙のとおり久喜市、南埼玉郡菫蒲町及び北葛飾郡栗橋町と協議の上定めたいため、市町村の合併の特例等に関する法律第 11 条第 4 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議書

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することに伴う久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の農業委員会の委員の任期に関し、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）により、下記のとおり定めるものとする。

記

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の農業委員会の選挙による委員は、合併新法第 11 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併の日から平成 22 年 6 月 30 日まで引き続き「久喜市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成 21 年 月 日

久喜市長	田 中 暄 二
菖蒲町長	中 山 登司男
栗橋町長	斉 藤 和 夫
鷺宮町長	本 多 健 治

(2) 協議書の締結・告示

久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町は、各市町議会における合併議案の可決を受け、平成 21 年 6 月 26 日に 1 市 3 町の間で、「久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書」、「久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書」、「久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議書」を締結した。

また、同日、各市町において、「久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書」、「久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議書」を告示した。

(3) 廃置分合の申請

久喜市長、菖蒲町長、栗橋町長及び鷲宮町長は、各市町議会における合併議案の可決を受け、平成 21 年 7 月 22 日に、各市町議会議長及び地元選出の県議会議員の立会いのもと、埼玉県知事に対して廃置分合の申請を行った。

	久合第	101号
	総政第	826号
	栗政推発第	60号
	鷲政発第	300号
	平成21年7月22日	
埼玉県知事 上田清司様		
	久喜市長 田中暄二	
	菖蒲町長 中山登司男	
	栗橋町長 斉藤和夫	
	鷲宮町長 本多健治	
久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町の廃置分合について（申請）		
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって「久喜市」を設置することとしたので、別添の関係書類を添えて申請します。		

(4) 埼玉県知事による総務大臣との協議

廃置分合の申請を受けた埼玉県知事は、平成 21 年 7 月 23 日に、総務大臣に対して、久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町の廃置分合に係る協議を行った。

平成 21 年 7 月 30 日、総務大臣から埼玉県知事に対して、久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって久喜市を設置することについて、異議がない旨の回答があった。

(5) 埼玉県議会の議決

埼玉県知事は、埼玉県議会 9 月定例会に、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の廃置分合議案を上程した。同議案は、平成 21 年 10 月 15 日、埼玉県議会において賛成多数で可決された。

第 126 号議案

市町の廃置分合について

平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって久喜市を設置することについて議決を求める。

平成 21 年 9 月 24 日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

(6) 埼玉県知事の決定

埼玉県知事は、県議会での議決を受け、平成 21 年 10 月 19 日に、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の廃置分合を決定し、総務大臣に届出を行った。

決定書は、同日、久喜市長、菖蒲町長、栗橋町長及び鷺宮町長に対して、埼玉県知事から交付された。

地 政 第 257 - 2 号

平成 21 年 10 月 19 日

総務大臣 原口 一博 様

埼玉県知事 上田 清司

久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町の
廃置分合の決定について

平成 22 年 3 月 23 日から、久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって久喜市を設置することを決定したので、地方自治法第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

関係書類

- 1 決定書の写し
- 2 埼玉県議会の議決書抄本
(平成 21 年議決第 126 号議決「市町の廃置分合について」)
- 3 埼玉県議会の会議録抄本 (平成 21 年 9 月定例会)
- 4 廃置分合申請書

決 定 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 22 年 3 月 23 日から久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域をもって久喜市を設置する。

平成 21 年 10 月 19 日

埼玉県知事 上 田 清 司

(7) 総務大臣の告示

平成 21 年 11 月 10 日、総務大臣による久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の廃置分合の告示がなされた。これにより、合併に関する法的手続きが完了し、平成 22 年 3 月 23 日に、新「久喜市」が誕生することが正式に決定した。

○総務省告示第五百十六号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七
条第一項の規定により、久喜市、南埼玉郡菖蒲町、
北葛飾郡栗橋町及び同郡鷺宮町を廃し、その区域を
もって久喜市を設置する旨、埼玉県知事から届出が
あったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成二十二年三月二十三日からその
効力を生ずるものとする。

平成二十一年十一月十日

総務大臣

原口 一博

(官報の抜粋)

3 住民への周知

(1) 懸垂幕・横断幕

総務大臣による廃置分合の告示により、新「久喜市」誕生が決定したことから、これを住民等に周知するための懸垂幕及び横断幕を作成し、市役所、町役場及び駅周辺等の計 15 か所に設置した。



懸垂幕（久喜市役所）



横断幕（久喜駅西口駅前広場）

(2) 主な事務事業の調整結果

平成 21 年 12 月 31 日現在の主な調整結果について、広く住民に周知するため、「主な事務事業の調整結果」を 1 市 3 町が作成した。なお、この資料は、平成 21 年 3 月に作成した「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市を目指して」資料編をもとに作成し、主要な公共施設や市町ホームページにおいて閲覧に供した。

(3) 新・久喜市暮らしのガイドブック

合併後の行政サービスや行政体制等について、広く住民に周知するため、「新・久喜市暮らしのガイドブック」を合併協議会が発行した。ガイドブックの配布は、各市町の広報と一緒に全戸に行った。

①発行期日

平成 22 年 2 月 1 日

②発行部数

65,000 部

③主な内容

合併後の住所の表示
住所変更に伴う手続き
市役所・総合支所案内
主な行政サービス
公共施設マップ
公共施設一覧



